

2023年10月1日

吸収合併に係る事後開示書類

東京都港区海岸一丁目2番20号
株式会社プロネクサス
代表取締役社長 上野剛史

当社は、2023年6月28日付で株式会社レインボー・ジャパンとの間で締結した合併契約書に基づき、2023年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社（以下、「存続会社」）、株式会社レインボー・ジャパンを吸収合併消滅会社（以下、「消滅会社」とする吸収合併（以下、「本吸収合併」）を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に基づく当社の事後開示事項は、下記の通りです。

記

1. 本吸収合併が効力を生じた日

2023年10月1日

2. 消滅会社における会社法第784条の2の規定、第785条および第787条の規定並びに会社法第789条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

消滅会社は当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

消滅会社は当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

消滅会社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していなかったため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

消滅会社は、会社法第789条第2項の規定に基づき、2023年8月14日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で知れている債権者への個別の催告を行いました。異議申述期限までに、本吸収合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 存続会社における会社法第796条の2の規定、第797条および第799条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

本吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

存続会社は、社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項、ならびに会社法第797条第3項および第4項の規定に基づき、2023年8月14日付で電子公告を行いました。会社法第796条第3項に基づき、当該公告の日から2週間以内に本吸収合併に反対する旨を存続会社に通知した株主はなく、本吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する簡易合併に該当するため、反対株主の株式買取請求権を行使できる株主はありません。

(3) 債権者の異議

存続会社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2023 年 8 月 14 日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収合併により存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

存続会社は、消滅会社の資産、負債その他一切の権利義務を承継いたしました。存続会社が承継した消滅会社の資産の額は 177,570,679 円（概算値）、負債の額は 177,568,568 円（概算値）であります。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により消滅会社が備え置いた書面

別添の通りです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2023 年 10 月 10 日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、本吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

2023年8月14日

吸収合併に係る事前開示書類

東京都渋谷区恵比寿一丁目3番1号
株式会社レインボー・ジャパン
代表取締役社長 辻 弘耳

当社は、2023年6月28日付で株式会社プロネクサスとの間で締結した合併契約書に基づき、2023年10月1日を効力発生日として、株式会社プロネクサスを吸収合併存続会社（以下、「存続会社」）、当社を吸収合併消滅会社（以下、「消滅会社」）とする吸収合併（以下、「本吸収合併」）を行うことといたしました。

本吸収合併に関し、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に基づく当社の事前開示事項は、下記の通りです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおり、2023年6月28日付で合併契約書を締結いたしました。

2. 合併対価の相当性に関する事項

本吸収合併に際して、存続会社は、消滅会社の株主に対し、合併対価の交付を行いませんが、本吸収合併は完全親子会社間の合併であるため、相当であると判断しております。

3. 消滅会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 存続会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2の通りです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

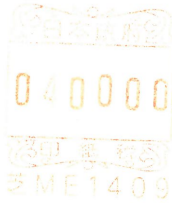
5. 消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併の効力発生日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併の効力発生日以後の存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回るが見込まれます。また、本吸収合併の効力発生日以後の存続会社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。従いまして、本吸収合併の効力発生日以後における存続会社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上



合併契約書

株式会社プロネクサス（以下「甲」という）と株式会社レインボー・ジャパン（以下「乙」という）は、次のとおり合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

（吸収合併）

第1条 甲および乙は、合併し、甲は存続し、乙は解散する（以下「本件合併」という）。

吸収合併存続会社 東京都港区海岸一丁目2番20号 株式会社プロネクサス

吸収合併消滅会社 東京都渋谷区恵比寿一丁目3番1号 株式会社レインボー・ジャパン

（無対価合併）

第2条 甲は、本件合併に際して、乙の株主に対して、甲の株式その他の対価を交付しないものとする。

（合併により増加すべき資本金等）

第3条 甲は、本件合併に際して、甲の資本金等の額を増加しないものとする。

（合併の効力発生日）

第4条 本件合併の効力発生日（以下「効力発生日」という）は、2023年10月1日とする。

ただし、本件合併の進捗状況により、甲乙協議の上、合意により、効力発生日を変更することができる。

（権利義務の承継）

第5条 乙は、乙が有する一切の資産、負債および権利義務を、効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

（善管注意義務）

第6条 甲および乙は、本契約締結後、効力発生日の直前まで、善良な管理者の注意をもって業務を執行し、それぞれの事業および資産の管理、運営をする。その事業および資産に多大な影響を与える行為については、あらかじめ相手方に報告し、その同意を得て行う。

（役員）

第7条 甲は、本件合併に際し、新たに取締役および監査役を選任しない。

(従業員の処遇)

第8条 甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として引き継ぐものとする。
なお、勤続年数については、乙における基準に基づいて通算し、そのほかの細部については、甲乙協議して定める。

(合併条件の変更および契約の解除)

第9条 甲および乙は、本契約締結後、効力発生日の直前までの間、天変地異のほか双方当事者の責に帰さない事情により、甲または乙の資産・負債・経営状態などに大幅な変動があった場合、甲乙協議の上、合意により、本契約の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第10条 本契約は、法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、効力を失う。

(管轄)

第11条 甲および乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(協議事項)

第12条 本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、決定するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2023年6月28日

甲 東京都港区海岸一丁目2番20号
株式会社プロネクサス
代表取締役社長 上野 剛史



乙 東京都渋谷区恵比寿一丁目3番1号
株式会社レインボー・ジャパン
代表取締役社長 辻 弘耳



第79期

〔 2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで 〕

事業報告

株式会社プロネクサス

代表取締役社長 上野 剛史

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスに対する行動制限や経済活動の制限が緩和されたことで、個人消費に持ち直しの動きがみられました。その結果、企業業績については、総じて改善傾向がみられました。一方、ロシアのウクライナ侵攻に伴う資源価格の高騰に加え、欧米中央銀行の利上げによる円相場の急落や物価の急速な上昇等、景気の先行きは依然不透明な状況が続いております。

当事業と関連性が高い国内証券市場においては、急速な円安進行を背景に、日経平均株価が27,000円台前半を中心に推移いたしました。前期の日経平均株価は28,000円台前半を中心に推移しており、当連結会計年度は同株価水準を下回る結果となりました。

このような状況のもと、2022年4月に東京証券取引所の新市場区分がスタートいたしました。新市場区分のうちプライム市場では、改訂コーポレートガバナンス・コードについて、より高水準のガバナンスを求める原則が適用されました。そのため、特にプライム市場の上場会社による株主・投資家への情報提供をさらに強化する動きが高まり、関連製品である株主総会招集通知や英文翻訳サービス等の増収につながりました。一方で、欧米中央銀行の利上げや、それに伴う円相場の急落を背景に、J-R E I T市場や外国債券が前期に比べて軟調であったことなどから、関連製品の受注が減少いたしました。これらの結果、当連結会計年度の連結売上収益は、前期比2.5%増の26,804百万円となりました。

売上原価は、受注増に対応するため労務費や外注費が増加したほか、開示書類作成支援システムのバージョンアップ費用や資源価格の高騰に伴う印刷用紙代の値上げ等により、1,057百万円増加いたしました。これにより売上原価率は、前期比2.4ポイント増の63.8%となりました。この結果、売上総利益は前期比3.9%減の9,692百万円となりました。また、販売費及び一般管理費は、業務効率化や経費削減に努めたことや新型コロナウイルス拡大に伴うD X投資等スポット費用の反動減により、前期比1.6%減の7,451百万円となりました。これらの結果、営業利益は前期比10.9%減の2,212百万円となりました。

また、金融収益を90百万円、金融費用を6百万円、持分法による投資利益を96百万円それぞれ計上し、税引前利益は前期比8.9%減の2,391百万円となりました。これらの結果、親会社の所有者に帰属する当期利益は前期比8.2%減の1,618百万円となりました。

製品区別の概況

上場会社ディスクロージャー関連

主力製品である株主総会招集通知については、改訂コーポレートガバナンス・コードへの対応がさらに拡大し、従来のカラー化・情報拡充が進展いたしました。また、株主総会資料の電子提供措置に対応するため、多くの上場会社が定款変更を実施したことによるページ数増加や、個人株主数の増加により受注単価が上昇いたしました。加えて、働き方改革による業務効率化ニーズが根強く、開示書類作成アウトソーシングサービスの受注が増加いたしました。これらの結果、上場会社ディスクロージャー関連の売上収益は、前期比4.1%増の11,733百万円となりました。

上場会社IR関連等

昨年4月に東京証券取引所の新市場区分がスタートし、英文開示や非財務情報開示の拡充等を求めるプライム市場向けのコーポレートガバナンス・コードが適用されました。それに伴って、決算短信や株主総会招集通知等の英文翻訳サービスが順調に拡大したほか、非財務情報関連のコンサルティングの受注も増加いたしました。加えて、株主との対話促進のため、株主総会のビジュアル化サービス・バーチャル株主総会支援サービスの増収も寄与いたしました。これらの結果、上場会社IR関連等の売上収益は、前期比7.2%増の7,413百万円となりました。

金融商品ディスクロージャー関連

国内投資信託市場は、一部ファンドの新規設定が減速したものの、定期製品である運用報告書の受注が増加いたしました。一方、欧米中央銀行の利上げや、それに伴う円相場の急落を背景に、J-R E I T市場は海外投資家の買い手控え等により軟調だったほか、外国債券の発行が前期に比べて減少したことから、関連製品の受注が減少いたしました。これらの結果、金融商品ディスクロージャー関連の売上収益は、前期比3.8%減の6,627百万円となりました。

データベース関連

新規顧客の受注に努めたものの、既存顧客との契約更改に際し、一部解約や単価ダウンがありました。その結果、データベース関連の売上収益は、前期比3.7%減の1,031百万円となりました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第76期 (2020年3月期)	第77期 (2021年3月期)	第78期 (2022年3月期)	第79期 (2023年3月期) (当連結会計年度)
売上収益	(百万円) 24,446	24,997	26,142	26,804
営業利益	(百万円) 2,600	2,130	2,483	2,212
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円) 1,846	1,691	1,763	1,618
基本的1株当たり当期利益	(円) 68.53	62.87	68.18	63.43
資産合計	(百万円) 33,049	36,337	35,560	36,918
資本合計	(百万円) 22,506	23,452	23,453	24,436
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円) 834.02	877.73	918.12	956.34

(注) IFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、事業環境が大きく変化する中、以下の課題に取り組むことにより、事業領域の拡張、競争力・収益力・顧客満足の上昇に努めてまいります。

- ① 株主総会プロセスの電子化・開示制度の変化に対応した中核ビジネスの強化と拡張
- ② 制作・製造プロセスの電子化対応と生産性向上・収益性改善
- ③ DX・働き方改革に対応したシステム・コンサルティング・BPOサービス強化
- ④ 非財務情報開示の充実に対応したコンサルティング・英文開示・Webサービスの拡大と体制強化
- ⑤ グループ事業の強化と新たなビジネス領域の拡大
- ⑥ ESG・サステナビリティ経営への取り組み

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、1,562百万円であります。その主なものは、開示業務支援システム等の開発費用1,311百万円であります。

(5) 資金調達の状況

当連結会計年度中の重要な該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

ディスクロージャー・IRにかかる情報加工の総合サービス

(7) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の議決権比率 %	主要な事業内容
株式会社アспコミュニケーションズ	30	100.0	データ加工、情報セキュリティ管理およびシステム開発
日本財務翻訳株式会社	80	100.0	開示書類の翻訳
株式会社アイ・エヌ情報センター	200	96.9	経済統計・ファイナンスデータベース
株式会社レインボー・ジャパン	30	100.0	Webサイトの制作・運用
株式会社ディスクロージャー・プロ	10	100.0	開示書類作成BPO事業
株式会社シネ・ホールディングス	100	100.0	持株会社
株式会社シネ・フォーカス	50	100.0 (100.0)	映像・音響機器・情報機器のレンタル業
台湾普羅納克廈斯股份有限公司	65 百万新台幣	100.0	日系企業向けBPO事業
PRONEXUS VIETNAM CO.,LTD	20,184 百万ベトナムドン	100.0	日系企業向けBPO事業

(注) 1. 議決権比率の()内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

2. 2023年3月31日付で株式会社シネ・ホールディングスの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

3. 株式会社シネ・フォーカスは、株式会社シネ・ホールディングスの完全子会社で当社の孫会社となります。

4. 2022年8月2日付でPRONEXUS VIETNAM CO.,LTDへの出資比率を95.0%から100.0%に変更いたしました。

(8) 主要な事業所および工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

- 本社 : 東京都港区海岸一丁目2番20号 汐留ビルディング
大阪支店 : 大阪市中央区北浜一丁目8番16号 大阪証券取引所ビル
名古屋支店 : 名古屋市中区栄三丁目8番20号 名古屋証券取引所ビル
札幌営業所 : 札幌市中央区北二条西三丁目1番地 敷島ビル
広島営業所 : 広島市中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル
福岡営業所 : 福岡市中央区大名二丁目8番1号 肥後天神宝ビル
戸田工場 : 埼玉県戸田市南町6番7号

② 主要な子会社

- 1) 株式会社アスプコミュニケーションズ
所在地: 富山県富山市婦中町島本郷10番地8
- 2) 日本財務翻訳株式会社
所在地: 東京都港区浜松町一丁目18番16号
- 3) 株式会社アイ・エヌ情報センター
所在地: 東京都千代田区神田錦町三丁目7番地1 興和一橋ビル
- 4) 株式会社レインボー・ジャパン
所在地: 東京都渋谷区恵比寿一丁目3番1号
- 5) 株式会社ディスクロージャー・プロ
所在地: 東京都港区浜松町一丁目7番3号 第1ビル6階
- 6) 株式会社シネ・ホールディングス
所在地: 東京都中央区銀座一丁目19番7号
- 7) 株式会社シネ・フォーカス
所在地: 東京都中央区銀座一丁目19番7号
- 8) 台湾普羅納克廈斯股份有限公司
所在地: 台湾台北市信義区基隆路2段51号
- 9) PRONEXUS VIETNAM CO.,LTD
所在地: 13th Floor, Zen Plaza Building, 54-56 Nguyen Trai Street,
Ben Thanh Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Viet Nam

(9) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,651名	211名増

(注) 1. 上記使用人数には、臨時雇用者は含んでおりません。

2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて211名増加いたしましたのは、体制強化のための中途採用および2023年3月31日付で株式会社シネ・ホールディングスを連結子会社化したことなどによるものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
875名	25名増	42.5歳	12.5年

(注) 上記使用人数には、臨時雇用者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社日本政策金融公庫	145
株式会社みずほ銀行	100
株式会社三井住友銀行	100
株式会社三菱UFJ銀行	100
日本生命保険相互会社	50

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 139,500,000株
- ②発行済株式の総数 27,716,688株
- ③株主数 28,945名
- ④大株主 (上位10名)

株主名	持株数 株	持株比率 %
上野守生	4,070,880	15.96
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	1,816,677	7.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,684,800	6.60
上野誠子	1,410,780	5.53
プロネクサス社員持株会	1,122,708	4.40
上野吉生	796,000	3.12
上野剛史	734,420	2.88
峯戸松明子	729,600	2.86
岡田達也	563,200	2.21
上野大介	463,120	1.82

(注) 持株比率は自己株式 (2,207,521 株) を控除して計算しております。

- ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 および 監査役 の 状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	上 野 守 生	
代表取締役社長	上 野 剛 史	株式会社アスプコミュニケーションズ 代表取締役社長 日本財務翻訳株式会社 代表取締役会長 台湾普羅納克廈斯股份有限公司 董事長 PRONEXUS VIETNAM CO.,LTD Chairman
取締役	森 貞 裕 文	常務執行役員 (システム戦略担当) システムコンサルティング事業部長
取締役	林 清 隆	常務執行役員 (ソリューション戦略担当) ソリューション事業部長
取締役	藤 澤 賢 二	常務執行役員 (財務・人事戦略担当) 管理統括部長
取締役	小 澤 則 夫	執行役員 (マーケティング戦略担当) マーケティング事業部担当
取締役	長 妻 貴 嗣	三協フロンテア株式会社 代表取締役社長
取締役	清 水 謙	株式会社WD I 代表取締役社長
取締役	酒 井 一 郎	酒井重工業株式会社 代表取締役社長
常勤監査役	佐 瀬 あかね	
監査役	須 藤 修	須藤綜合法律事務所 パートナー 三井倉庫ホールディングス株式会社 社外監査役 京浜急行電鉄株式会社 社外監査役
監査役	忍 田 卓 也	西村あさひ法律事務所 パートナー
監査役	津 田 良 洋	津田良洋公認会計士事務所 所長 沖電気工業株式会社 社外監査役

- (注) 1.取締役長妻貴嗣氏、取締役清水謙氏および取締役酒井一郎氏は、社外取締役であります。
 2.監査役須藤修氏、監査役忍田卓也氏および監査役津田良洋氏は、社外監査役であります。
 3.当社は、上記社外取締役3名、社外監査役須藤修氏および社外監査役津田良洋氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、社外監査役忍田卓也氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、東京証券取引所の定めにもとづく独立役員要件を満たしておりますが、所属する法律事務所の方針により、独立役員として指定、届け出はおこなっておりません。
 4.監査役津田良洋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5.監査役須藤修氏は、2022年6月20日をもって株式会社バンダイナムコホールディングスの社外監査役を退任いたしました。
 6.2023年4月1日付で、取締役の担当が次のとおり変更になりました。

氏名	新役職および担当	旧役職および担当
藤澤 賢二	取締役 常務執行役員（財務・人事戦略担当） 管理統括部長 兼 グループ事業管理室長	取締役 常務執行役員（財務・人事戦略担当） 管理統括部長

②役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社子会社である株式会社アスプコミュニケーションズ、日本財務翻訳株式会社、株式会社アイ・エヌ情報センター、株式会社レインボー・ジャパン、株式会社ディスクロージャー・プロ、台湾普羅納克廈斯股份有限公司およびPRONEXUS VIETNAM CO.,LTDの取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害が填補されることとなります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、免責額についての定めを設け、一定額に至らない損害については填補の対象としないこととしております。

③取締役および監査役の報酬等

1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、2022年5月13日開催の取締役会において改定しております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりです。

イ. 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等に関しては、固定報酬と会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて支給する業績連動報酬から構成するものとし、固定報酬に関しては、各取締役の職責や役位に応じて支給する。

ロ. 取締役の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬に関しては、定量評価および定性評価のそれぞれの基準によるものとする。定量評価の基準としては売上収益、営業利益、親会社の所有者に帰属する当期利益、ならびに経営指標として定める営業利益率および親会社所有者帰属持分当期利益率(ROE)の年度ごとの達成状況にて評価する。

一方、定性評価の基準となる各取締役の経営への貢献度については、期首に各取締役が設定した重点施策に対し、その達成状況を短期・中長期それぞれの視点から総合的に評価する。

ハ. 上記イ. の報酬等の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬の額は、固定報酬の額の40%を上限とし、各取締役の職責や役位に応じて取締役ごとに設定する。なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることを鑑み、固定報酬のみとする。

二. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

毎月現金で支給するものとする。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者への委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会にて決議された金額の範囲内で、代表取締役社長上野剛史氏に決定を一任するが、事前に「指名・報酬委員会」での審議を経ることにより、報酬等の額決定に係るプロセスの公正性・透明性を強化する。なお、当該一任された権限が適切に行使されるよう、取締役会による一任の決議は、毎年、おこなうものとする。

2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給員数
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
	百万円	百万円	百万円	百万円	名
取締役	232	198	34	—	9
（うち社外取締役）	(22)	(22)	—	—	(3)
監査役	35	35	—	—	4
（うち社外監査役）	(20)	(20)	—	—	(3)
合計	267	233	34	—	13
（うち社外役員）	(42)	(42)	—	—	(6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等にかかる定量評価の基準および2022年3月期の実績は、売上収益26,142百万円、営業利益2,483百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益1,763百万円、ならびに当社の重視する経営指標として定める営業利益率9.5%および親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）7.5%となっており、すべての指標につきまして、目標を達成いたしました。当該指標を評価の基準としている理由といたしましては、当社では企業価値の持続的な向上を図るためには収益力および資本効率の向上が重要と考えており、それらを当社の重視する経営指標として定めていることによるものであります。
3. 取締役の報酬限度額は、2004年6月29日開催の第60回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2001年6月28日開催の第57回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
5. 取締役会は、代表取締役社長上野剛史氏に対し、株主総会にて決議された金額の範囲内における各取締役の固定報酬の額および社外取締役を除く各取締役の業績連動報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績や事業環境を勘案しつつ、各取締役の担当する重点施策に対し、定量と定性の両面から評価をおこなうには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性について確認しております。
6. 業績連動報酬等の額につきましては、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針にもとづき、上記2. による定量評価や各取締役の設定した重点施策の達成状況による定性評価をおこない、固定報酬額の0%から40%の範囲内で決定しております。

④社外役員に関する事項

1) 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

会社における地位 および氏名	兼職先および地位	重要な兼職先と当社との関係
取締役 長 妻 貴 嗣	三協フロンテア株式会社 代表取締役社長	営業上の取引関係があります。当該取引にかかる受取額は、当社連結売上収益の0.1%未満となっておりますが、当社から兼職先への支払実績はありません。
取締役 清 水 謙	株式会社WD I 代表取締役社長	営業上の取引関係があります。当該取引にかかる受取額は、当社連結売上収益の0.1%未満となっておりますが、当社から兼職先への支払実績はありません。
取締役 酒 井 一 郎	酒井重工業株式会社 代表取締役社長	営業上の取引関係があります。当該取引にかかる受取額は、当社連結売上収益の0.1%未満となっておりますが、当社から兼職先への支払実績はありません。
	須藤綜合法律事務所 パートナー	特別の関係はありません。
監査役 須 藤 修	三井倉庫ホールディングス株式会社 社外監査役	営業上の取引関係があります。当該取引にかかる受取額は、当社連結売上収益の0.1%未満となっておりますが、当社から兼職先への支払実績はありません。
	京浜急行電鉄株式会社 社外監査役	営業上の取引関係があります。当該取引にかかる受取額は、当社連結売上収益の0.1%未満となっておりますが、当社から兼職先への支払実績はありません。
監査役 忍 田 卓 也	西村あさひ法律事務所 パートナー	営業上の取引関係があります。当該取引にかかる売上実績はありませんが、当社から兼職先への支払額は当社連結売上収益の0.1%未満となっております。
	津田良洋公認会計士事務所 所長	特別の関係はありません。
監査役 津 田 良 洋	沖電気工業株式会社 社外監査役	営業上の取引関係があります。当該取引にかかる受取額は、当社連結売上収益の0.1%未満となっておりますが、当社から兼職先への支払実績はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

会社における地位および氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役にて期待される役割に関しておこなった職務の概要
取締役 長妻 貴嗣	取締役会10回のうち10回に出席（出席率100%）し、経営者としての豊富な経験と見識を活かし、経営全般に有意義な発言を積極的におこなっております。 当社営業戦略に関し、競争優位性の観点から現状分析と課題解決に向けた提言をおこなうなど、適切に役割を果たしております。
取締役 清水 謙	取締役会10回のうち10回に出席（出席率100%）し、経営者としての豊富な経験と見識を活かし、経営全般に有意義な発言を積極的におこなっております。 当事業戦略について、人財獲得・育成の視点から具体的な方策を提案するなど、適切に役割を果たしております。
取締役 酒井 一郎	取締役会10回のうち8回に出席（出席率80%）し、経営者としての豊富な経験と見識を活かし、経営全般に有意義な発言を積極的におこなっております。 当社営業戦略に関し、コストを意識した戦略立案を提言するなど、適切に役割を果たしております。
監査役 須藤 修	取締役会10回のうち10回に出席（出席率100%） 監査役会12回のうち12回に出席（出席率100%） 主に法令・定款等の遵守状況に関し、弁護士としての専門的見地から発言をおこなっております。
監査役 忍田 卓也	取締役会10回のうち10回に出席（出席率100%） 監査役会12回のうち12回に出席（出席率100%） 主に企業再編に関する事項や海外事業に関し、弁護士としての専門的見地から発言をおこなっております。
監査役 津田 良洋	取締役会10回のうち10回に出席（出席率100%） 監査役会12回のうち12回に出席（出席率100%） 主に公認会計士としての専門的見地から、特に財務・会計等に関して発言をおこなっております。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 会計監査人の状況

①名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	52百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社の監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意にもとづき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

3 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容およびその運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 決定内容の概要

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

経営理念にもとづく「社会・環境行動基準」を定め、当社の役員および従業員（以下、社員等という。）に周知徹底させるとともに、教育等を通じてコンプライアンスに対する意識の維持・向上を図る。また、第三者機関による内部通報制度を導入し、不正行為等の早期発見、是正に努める。

②取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行にかかる重要な意思決定および報告等に関する情報は、「文書管理規程」等社内規程にもとづき、保存および管理するものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」にもとづき、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクに対し、未然防止、再発防止および迅速な対応に努める。また、「事業継続管理規程」を定め、当社事業の継続を確保するための体制を整備する。

④取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

取締役会は、当社の経営に関わる重要事項の審議ならびに意思決定、会社の事業、経営全般に対する監督をおこなう。また、経営と執行の分離の観点から執行役員制度を導入し、執行役員は、所管する各部門の業務を執行する。

⑤会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「プロネクサスグループ基本規程」にもとづき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めるとともに、各グループ会社の状況に応じて必要な管理をおこなう。また、内部監査部門は、各グループ会社の業務の状況について、定期的に監査をおこなう。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合、必要な人員を配置する。また、当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの指揮は受けないものとする。

⑦当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社および子会社の社員等は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき、または社員等による違法もしくは不正な行為を発見したときは、速やかに監査役に報告する。

⑧上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社員等からの監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

⑨当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

当社は、社員等の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。また、監査役は内部監査部門との連携を図るなど、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

(2) 運用状況の概要

①コンプライアンス

当社は、コンプライアンス推進部門を中心に、当社経営理念および「社会・環境行動基準」にもとづくコンプライアンス意識の維持・向上活動を、全社員を対象に実施しております。当事業年度におきましては、全社員を対象にハラスメント防止等をテーマとしたコンプライアンス研修を継続して実施したほか、個人情報保護法の改正に伴い、関連規程の整備や法改正のポイントを社員向け研修内容に盛り込むなど、コンプライアンスに関する理解深耕と意識の醸成に努めております。

②リスク管理

当社は「リスク管理規程」にもとづき、各部門における対応すべきリスクの洗い出し、識別、分析および対応策の検討をリスク管理統括部門である総務部を中心におこなっております。

情報セキュリティに関しては、全社範囲で認証取得しておりますISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の活動のもと、システム単位でのリスクの特定および予防・是正処置の実施を「インサイダー・情報セキュリティ委員会」において検討、決定しております。当事業年度におきましては、サイバー攻撃等をはじめとした情報セキュリティ脅威に備えるため、社員向けの教育訓練を継続して実施したほか、当社グループ全体でのリスク情報共有の体制構築をおこなうなど、社員のセキュリティ意識の向上、情報管理体制の強化に努めております。

その他、地震など自然災害発生を想定し、全社員対象の安否確認訓練を年2回実施しております。

③監査役監査

監査役は、取締役会等重要な会議への出席のほか、業務執行にかかる重要書類等を確認し、当社および子会社の役員および従業員から監査に必要な情報について随時報告を受けております。また、会計監査人、内部監査部門およびコンプライアンス推進部門との情報交換等を通じて緊密な連携を保つとともに、代表取締役社長との意見交換を定期的を実施するなど、監査の実効性確保に努めております。

4 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

①基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をなされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などをおこなう必要があると考えております。

②基本方針の実現に資する取り組みについての概要

当社は、ディスクリージャー分野の電子化が進み、事業環境が変化していく中、Web・英文翻訳・BPO等の非印刷分野のさらなる拡大や、サステナビリティ情報をはじめとした非財務情報開示の充実に対応するためのシステム・コンサルティング機能を強化することにより、事業領域の拡張、競争力、収益力、顧客満足の向上を目指して、2022年5月に「新中期経営計画2024」を策定し、以下の重点戦略を推進しております。

- (1) 招集通知電子化を乗り越える成長戦略
- (2) 投資信託分野のペーパーレス化に対応する成長戦略
- (3) 「非印刷分野」のさらなる拡大と収益力改善
- (4) 新たなビジネス領域の挑戦・「ドキュメントプラットフォーム」の実現
- (5) 人財戦略・アライアンス戦略

これらの取り組みを着実に遂行することにより、当社および当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資することができると考えております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2008年4月30日開催の取締役会において「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を導入し、直近では2020年6月24日開催の当社第76回定時株主総会において株主の皆様の承認をいただき継続（以下、継続後のプランを「現プラン」といいます。）しておりますが、その有効期間は、2023年6月開催予定の当社第79回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっていることから、2023年5月11日開催の取締役会決議にもとづき、本定時株主総会における株主の皆様の承認を条件に、現プランの一部を変更し、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）として継続することを決定いたしました。

本プラン継続の背景として、当社事業が企業のディスクロージャー・IR支援という、いわば資本市場の健全な成長に貢献する社会的インフラともいべき高い社会性を有していることが挙げられます。当社事業の継続性は、お客様のみならず、資本市場に参加する投資家、市場関係者の活動の継続性とも強いつながりを持っております。そうした事業特性がもたらす社会的責任の観点から、当社株式の大規模買付行為をおこなおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに大規模買付行為をおこなおうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランの継続を決定いたしました。

④具体的な取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由の概要

1. 基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉をおこなうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものであります。

2. 株主の共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」「事前開示・株主意思の原則」「必要性・相当性確保の原則」）をすべて充足しており、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

3. 会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的におこなう取締役会の諮問機関として当社の業務執行をおこなう経営陣から独立した者から構成されている独立委員会を設置しております。また本プランは、デッドハンド型買収防衛策ではありません。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題と認識し、諸施策を実施しております。配当につきましては、安定配当をベースに業績および経営環境等を総合的に加味した配当の継続を基本方針とし、原則50%以上の連結配当性向を基準としております。

当社は会社法第459条の規定にもとづき、剰余金の配当を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によっておこなうことができる旨を当社定款に定めております。当事業年度の期末配当につきましては、2023年5月18日の取締役会決議にもとづき、当社普通株式1株につき18円とさせていただく予定です。なお、2022年10月31日の取締役会決議にもとづき、当社普通株式1株につき、18円の間配当を実施しておりますので、この結果、年間配当は36円となり、連結配当性向は56.8%となります。

また当社は、これまで株主への利益還元と資本効率の向上に資する自己株式取得を実施してきました。当連結会計年度においては、自己株式を取得しておりませんが、設備や人財投資、M&A等の成長投資とのバランスも勘案し、引き続き株主還元施策のひとつとして重視してまいります。なお、2023年3月末時点で発行済株式総数の8.0%、2,207千株の自己株式を保有しております。

第79期

〔 2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで 〕

連結計算書類

株式会社プロネクサス

代表取締役社長 上野 剛史

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2023年3月31日現在)

単位：千円

科目	当期	(ご参考) 前期
資産		
流動資産	13,534,261	17,529,204
現金及び現金同等物	7,574,004	12,207,624
営業債権及びその他の債権	3,122,537	2,572,741
その他の金融資産	1,883,697	1,741,441
棚卸資産	601,723	709,192
その他の流動資産	352,299	298,205
非流動資産	23,383,964	18,030,581
有形固定資産	4,349,871	4,318,258
使用権資産	2,930,134	3,067,975
のれん	5,140,687	472,287
無形資産	2,992,012	2,791,080
投資不動産	186,322	186,322
持分法で会計処理されている投資	900,821	825,274
その他の金融資産	5,863,264	5,461,066
繰延税金資産	956,474	856,831
その他の非流動資産	64,380	51,487
資産合計	36,918,225	35,559,785

科目	当期	(ご参考) 前期
負債		
流動負債	6,621,617	6,291,828
借入金	116,540	51,652
リース負債	771,299	796,512
営業債務及びその他の債務	1,744,201	1,640,755
未払法人所得税等	504,767	440,053
契約負債	719,178	721,538
その他の流動負債	2,765,632	2,641,318
非流動負債	5,860,466	5,814,721
借入金	378,010	300,000
リース負債	2,070,057	2,318,794
退職給付に係る負債	2,686,459	2,570,536
引当金	219,391	204,329
その他の非流動負債	506,549	421,061
負債合計	12,482,083	12,106,549
資本		
親会社の所有者に帰属する持分	24,395,339	23,420,568
資本金	3,058,651	3,058,651
資本剰余金	4,688,104	4,694,634
自己株式	△2,269,465	△2,269,362
その他の資本の構成要素	1,064,206	941,708
利益剰余金	17,853,844	16,994,938
非支配持分	40,803	32,668
資本合計	24,436,142	23,453,236
負債及び資本合計	36,918,225	35,559,785

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

単位：千円

科目	当期	(ご参考) 前期
売上収益	26,804,039	26,141,848
売上原価	△17,111,711	△16,055,057
売上総利益	9,692,328	10,086,791
販売費及び一般管理費	△7,450,982	△7,574,083
その他の収益	76,431	74,646
その他の費用	△105,638	△104,484
営業利益	2,212,138	2,482,870
金融収益	89,729	68,340
金融費用	△6,481	△6,414
持分法による投資利益	95,624	78,770
税引前利益	2,391,011	2,623,567
法人所得税費用	△766,462	△855,052
当期利益	1,624,549	1,768,515
当期利益の帰属		
親会社の所有者	1,618,139	1,762,748
非支配持分	6,410	5,767
当期利益	1,624,549	1,768,515

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連結持分変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

単位：千円

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
				在外営業活動体の換算差額	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定
2022年4月1日時点の残高	3,058,651	4,694,634	△2,269,362	36,450	905,258	—
当期利益						
その他の包括利益				5,358	117,139	184,609
当期包括利益合計	—	—	—	5,358	117,139	184,609
自己株式の取得			△103			
配当金						
支配継続子会社に対する持分変動		△6,530				
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替						△184,609
所有者との取引額合計	—	△6,530	△103	—	—	△184,609
2023年3月31日時点の残高	3,058,651	4,688,104	△2,269,465	41,809	1,022,397	—

	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	合計
	その他の資本の構成要素	利益剰余金	合計		
	合計				
2022年4月1日時点の残高	941,708	16,994,938	23,420,568	32,668	23,453,236
当期利益	—	1,618,139	1,618,139	6,410	1,624,549
その他の包括利益	307,106		307,106	△43	307,064
当期包括利益合計	307,106	1,618,139	1,925,245	6,367	1,931,612
自己株式の取得	—		△103		△103
配当金	—	△943,841	△943,841		△943,841
支配継続子会社に対する持分変動	—		△6,530	1,768	△4,762
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	△184,609	184,609	—		—
所有者との取引額合計	△184,609	△759,233	△950,474	1,768	△948,706
2023年3月31日時点の残高	1,064,206	17,853,844	24,395,339	40,803	24,436,142

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して作成しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

当社およびその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	9社
連結子会社の名称	株式会社アスプロコミュニケーションズ 日本財務翻訳株式会社 株式会社アイ・エヌ情報センター 株式会社レインボー・ジャパン 株式会社ディスクロージャー・プロ 株式会社シネ・ホールディングス 株式会社シネ・フォーカス 台湾普羅納克廈斯股份有限公司 PRONEXUS VIETNAM CO., LTD

上記のうち、株式会社シネ・ホールディングスについては、2023年3月31日付で株式を100%取得し、同社および同社の完全子会社である株式会社シネ・フォーカスを連結の範囲に含めております。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数	1社
持分法適用の関連会社の名称	株式会社ミツエーリンクス

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 金融資産の評価基準および評価方法

(i) 当初認識および測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した取得価額で測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は、取引価格で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有する資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する負債性金融資産については、以下の要件を満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値により測定する資本性金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

(c) 公正価値により測定する負債性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産については、公正価値の変動額は、減損戻入又は減損損失、利息収入および為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止又は分類変更が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。

(iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

(iv) 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報（内部格付、外部格付等）を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権および契約資産については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価および見積販売費用を控除した額であります。原価は、主として個別法による原価法に基づいて算定しており、購入原価、加工費および現在の場所および状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。

③ 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去および土地の原状回復費用、および資産計上すべき借入コストが含まれております。

土地および建設仮設定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物および構築物 15～38年
- ・機械装置および運搬具 10年
- ・工具器具および備品 3～20年

なお、見積耐用年数、残存価額および減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

④ 投資不動産の減価償却方法

投資不動産は、賃貸収入又はキャピタル・ゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産であります。投資不動産は、原価モデルを採用しています。

⑤ 無形資産の償却方法

個別に取得した無形資産は、原価モデルを採用し、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産は、取得日現在における公正価値で測定しております。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5年

なお、見積耐用年数、残存価額および償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

⑥ リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、当社グループが借手の場合、リース開始日に使用権資産およびリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コストおよびリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リースおよび原資産が少額のリースについては、使用権資産およびリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

⑦ のれんに関する事項

当社グループは、のれんを取得日時時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時時点における識別可能な取得資産および引受負債の純認識額を控除した額として当初測定しております。

のれんの償却は行わず、毎期末および減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

⑧ 非金融資産の減損

棚卸資産および繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれんおよび耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎期末に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値および当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の非金融資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費および償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れております。

⑨ 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値および当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

・資産除去債務

資産除去債務には、当社グループが使用する賃借事務所・建物等に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております。これらの費用は、事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間経過後に支払われると見込んでおりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

⑩ 従業員給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度を運営しております。

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値および関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しております。

⑪ 収益の計上基準

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息および配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループの事業セグメントは、ディスクロージャー関連事業の単一セグメントであります。取扱製品およびサービスを、上場会社向け法定開示支援サービス等の「上場会社ディスクロージャー関連」、上場会社向け I R 支援サービス等の「上場会社 I R 関連等」、投資信託・不動産投資信託運用会社、外国会社向け開示支援サービス等の「金融商品ディスクロージャー関連」、企業情報・財務情報検索データベース等の「データベース関連」の 4 つに区分しており、これら 4 区分の製品およびサービスから生じる収益は顧客との契約に従い計上しており、売上収益として表示しております。

(i) 上場会社ディスクロージャー関連

上場会社向け法定開示支援サービス等の「上場会社ディスクロージャー関連」においては、株主総会招集通知、有価証券報告書、四半期報告書、有価証券届出書、目論見書、上場申請書類、決算短信等の作成支援・印刷および関連するシステムサービスの提供等が含まれております。

法定開示書類の作成支援については、対象の開示書類の作成期間にわたり顧客に対し作成支援業務を提供する義務を負っており、作成期間における当社グループの稼働状況に応じて履行義務が充足されるものであることから、当該履行義務が充足される作成支援期間にわたり収益を計上しております。

法定開示書類の印刷については、顧客に印刷された開示書類を引き渡す義務を負っており、顧客に当該開示書類を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務の充足時点で収益を計上しております。

システムサービスの提供については、申込書に定められた期間（通常 1 年）にわたり申込者に対し当該システムの利用環境を提供する義務を負っており、契約期間にわたり時の経過につれて履行義務が充足されるものであることから、当該履行義務が充足される契約期間にわたり収益を計上しております。

(ii) 上場会社 I R 関連等

上場会社向け I R 支援サービス等の「上場会社 I R 関連等」においては、株主通信、各種 I R ツール、Web コンテンツ（ホームページ・I R サイト等）の作成支援・印刷等が含まれております。

I R 資料・ツールや Web コンテンツの作成については、顧客仕様に応じたコンテンツを納品する義務を負っており、顧客がコンテンツを検収した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務の充足時点で収益を計上しております。

I R 資料の印刷については、顧客に印刷された I R 資料を引き渡す義務を負っており、顧客に当該 I R 資料を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務の充足時点で収益を計上しております。

上場会社 I R 関連の企画制作・コンサルティングサービスの提供等については、顧客からの発注に基づくサービスを提供する義務を負っており、顧客にサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務の充足時点で収益を計上しております。

(iii) 金融商品ディスクロージャー関連

投資信託・不動産投資信託運用会社、外国会社向け開示支援サービス等の「金融商品ディスクロージャー関連」においては、有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、半期報告書、運用報告書、資産運用報告書等の法定開示書類、各種販売用ツール・Web サイト等の作成支援・印刷等が含まれております。

法定開示書類の作成支援については、対象の開示書類の作成期間にわたり顧客に対し作成支援業務を提供する義務を負っており、作成期間における当社グループの稼働状況に応じて履行義務が充足されるものであることから、当該履行義務が充足される作成期間にわたり収益を計上しております。

法定開示書類の印刷については、顧客に印刷された開示書類を引き渡す義務を負っており、顧客に当該開示書類を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務の充足時点で収益を計上しております。

各種販売用ツール・Web サイト等の作成支援については、顧客仕様に応じたコンテンツを納品する義務を負っており、顧客がコンテンツを検収した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務の充足時点で収益を計上しております。

(iv) データベース関連

企業情報・財務情報検索データベース等の「データベース関連」においては、企業情報・財務情報検索データベース、経済統計データベース、ファイナンスデータベース等の利用環境の提供等が含まれております。

各種データベースの利用環境の提供については、申込書に定められた期間にわたり申込者に対し当該システムの利用環境を提供する義務を負っており、契約期間にわたり時の経過に連れて履行義務が充足されるものであることから、当該履行義務が充足される契約期間にわたり収益を計上しております。

⑫ 外貨換算

(i) 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産および負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産および負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

(ii) 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産および負債については期末日の為替レート、収益および費用については平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

2. 会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益および費用の金額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間およびそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える判断および見積りは以下のとおりであります。

(1) 非金融資産の減損

当社グループは、有形固定資産、使用権資産、のれんおよび無形資産について、減損テストを実施しております。減損テストにおける回収可能価額の算定においては、資産の耐用年数、将来キャッシュ・フロー、税引前割引率および長期成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

これらの結果、当社グループは有形固定資産4,349,871千円、使用権資産2,930,134千円、のれん5,140,687千円および無形資産2,992,012千円を計上し、減損損失を84,884千円計上しました。

(2) 確定給付制度債務の測定

当社グループは、確定給付型を含む様々な退職後給付制度を有しております。これらの各制度に係る確定給付制度債務の現在価値および関連する勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定されております。数理計算上の仮定には、割引率、退職率および死亡率等の様々な変数についての見積りおよび判断が求められます。当社グループは、これらの変数を含む数理計算上の仮定の適切性について、外部の年金数理人からの助言を得ております。

数理計算上の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果や関連法令の改正・公布によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

これらの結果、当社グループは退職給付に係る負債2,686,459千円を計上しました。

(3) 法人所得税

課税所得が生じる時期および金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

これらの結果、当社グループは繰延税金資産956,474千円を計上しました。

(4) のれん

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
株式会社シネ・ホールディングス	4,667,212千円
その他	473,475千円

② 株式会社シネ・ホールディングスグループの識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(i) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社は当連結会計年度において、株式会社シネ・ホールディングスの全株式を取得し、同社及び同社の子会社である株式会社シネ・フォーカスを連結子会社化しております。

当該企業結合により生じたのれんは、被取得企業の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力として、企業結合日における当該株式の取得原価と純資産の差額から算出しており、株式の取得原価は将来キャッシュ・フローの現在価値から算出された株式価値評価を基礎として決定しております。

(ii) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの主要な仮定は事業計画であり、将来の売上種類及びイベント類型別の売上高成長率、売上総利益等の重要な仮定に基づいて算定しております。

(iii) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の主要な仮定である売上種類及びイベント類型別の売上成長率や売上総利益率は見積りの不確実性が高く、将来の予測不能な事業上の前提条件の変化によって見積りが変更した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響が生じる可能性があります。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	9,694千円
その他の金融資産	7,323千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額 6,801,271千円

4. 連結損益計算書に関する注記

その他の費用

減損損失	84,884千円
設備賃貸費用	4,261千円
その他	16,493千円
合計	<u>105,638千円</u>

当連結会計年度に認識した減損損失84,884千円は、主に株式会社レインボー・ジャパンの使用権資産について、新型コロナウイルス感染症の影響を含む経営環境の変化により事業計画を見直した結果、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを税引前加重平均資本コスト23.2%により現在価値に割引いて算定しております。

5. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	27,716,688株	－株	－株	27,716,688株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,207,421株	100株	一株	2,207,521株

(注) 普通株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月19日 取締役会	普通株式	484,676	19	2022年3月31日	2022年6月13日
2022年10月31日 取締役会	普通株式	459,165	18	2022年9月30日	2022年12月5日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
2023年5月18日の取締役会において次のとおり決議する予定であります。

- ・配当金の総額 459,165千円
- ・1株当たり配当額 18円
- ・基準日 2023年3月31日
- ・効力発生日 2023年6月13日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 資本管理

当社グループは、製造費、販売費及び一般管理費等の営業費用による運転資金および設備投資を中心とした投資資金の資金需要に対し、自己資金および金融機関からの借入による資金調達を基本としております。

当社グループは、経営の健全性・効率性を維持し、持続的な成長を実現するため、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保するとともに適正な資本水準を維持することを基本方針としております。

当社グループは資本管理について、主にROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）を財務指標としております。

② 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

③ 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図るため、新規取引先等の審査を行っております。また、営業債権については、取引先ごとに期日および残高の管理を行い、信用リスクが著しく増加したか否かを判断し、信用状態について継続的にモニタリングしております。そのモニタリングした信用状態に基づき、営業債権等の回収可能性を検討し、貸倒引当金を設定しております。

金融資産については、連結計算書類に表示されている減損後の帳簿価額が当社グループの信用リスクに係る最大エクスポージャーとなります。これらの信用リスクに係るエクスポージャーに関し、保証として保有する担保およびその他の信用補完するものはありません。

なお、当社グループの債権は、広範囲の産業や地域に広がる多数の取引先に対するものであります。当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

④ 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

⑤ 金利リスク管理

当社グループの借入金の使途は主に設備資金であり固定金利であります。金利変動リスクに晒されている借入金の残高は僅少であるため、金利リスクの感応度分析の記載は省略しております。

⑥ 市場価格の変動リスク管理

当社グループは、資本性金融商品（株式）から生じる株価の変動リスクに晒されております。

当社グループは、定期的に公正価値や発行体の財務状況を把握し、保有および公正価値の変動状況等を経営会議へ報告しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

公正価値で測定する金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3までに分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

① 金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(その他の金融資産)

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しております。非上場株式の公正価値については原則として、類似会社の市場価格に基づく評価技法により算定しております。

(借入金)

短期借入金は、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

② 償却原価で測定する金融商品

2023年3月31日における帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

なお、連結財政状態計算書において公正価値と帳簿価額が近似している金融商品は、以下の表には含めておりません。

	帳簿価額 千円	公正価値 千円
償却原価で測定する金融負債		
借入金	494,550	491,419

③ 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

	レベル1 千円	レベル2 千円	レベル3 千円	合計 千円
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	-	-	2,322,663	2,322,663
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	3,518,305	-	701,248	4,219,553

④ 評価プロセス

レベル3に分類された金融商品に係る公正価値の測定は、当社グループの会計方針に従い、経理部門で決定しております。

⑤ レベル3に分類された金融商品に関する定量的情報

レベル3に分類された非上場株式は類似企業比較法および純資産に基づく評価モデル等により、公正価値を測定しております。この評価モデルにおいて、EBITDA倍率等の観察可能でないインプットを用いているため、レベル3に分類しております。公正価値の測定には、類似企業に応じて7.8倍～22.7倍のEBITDA倍率等を使用しております。また非上場株式以外の主な金融商品はリース債権信託受益権等であり、これらの公正価値については、将来キャッシュ・フローを、期日までの期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑥ レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
	千円
期首残高	3,111,824
利得及び損失合計	
純損益(注)1	45,273
その他の包括利益	△65,888
購入	111,713
企業結合による増加	1,200
その他(注)2	△180,212
期末残高	3,023,911
報告期末に保有している資産について純損益に計上された 当期の未実現損益の変動(注)1	-

(注)1. 連結損益計算書の「金融収益」及び「金融費用」に含まれております。

2. 「その他」は主として投資事業有限責任組合からの分配金であります。

7. 投資不動産に関する注記

(1) 投資不動産の状況に関する事項

投資不動産は、将来の用途は現時点では未定の土地であり、原価モデルを採用しております。

(2) 投資不動産の公正価値に関する事項

	帳簿価額	公正価値
	千円	千円
投資不動産	186,322	877,840

8. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループの事業セグメントは、ディスクロージャー関連事業の単一セグメントであります。取扱製品およびサービスを、上場会社向け法定開示支援サービス等の「上場会社ディスクロージャー関連」、上場会社向けIR支援サービス等の「上場会社IR関連等」、投資信託・不動産投資信託運用会社、外国会社向け開示支援サービス等の「金融商品ディスクロージャー関連」、企業情報・財務情報検索データベース等の「データベース関連」の4つに区分しており、これら4区分の製品およびサービスから生じる収益は顧客との契約に従い計上しており、売上収益として表示しております。

	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
	千円
上場会社ディスクロージャー関連	11,732,711
上場会社IR関連等	7,413,206
金融商品ディスクロージャー関連	6,626,635
データベース関連	1,031,487
合計	26,804,039

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (5)会計方針に関する事項 ① 収益の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約負債の内訳は以下のとおりであります。

	2022年4月1日	2023年3月31日
	千円	千円
顧客との契約から生じた債権	2,571,937	3,114,772
契約負債	721,538	719,178

当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、721,538千円です。

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。

(4) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当連結会計年度において、顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 956円34銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益 | 63円43銭 |

10. 企業結合に関する注記

当社は、2023年3月10日開催の取締役会において、株式会社シネ・ホールディングス（以下、シネ・ホールディングス）の全株式を取得することを決議いたしました。

なお、本株式取得により、シネ・ホールディングスの子会社である株式会社シネ・フォーカス（以下、シネ・フォーカス）は、当社の孫会社となります。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業内容

- | | |
|---------------|---|
| (i) 被取得企業の名称 | 株式会社シネ・ホールディングス |
| 事業の内容 | 株式保有による事業活動の支配管理 |
| (ii) 被取得企業の名称 | 株式会社シネ・フォーカス |
| 事業の内容 | 映像・音響機器・情報機器のレンタル・オペレーション・システムプランニング
ライブ配信・撮影・中継・収録
学術集会・医学会・各種セミナーの運営支援
3Dホログラム演出の企画・制作 |

② 取得日

2023年3月31日

③ 取得した議決権付き資本持分の割合

100%

④ 企業結合を行った主な理由

当社の主たる事業領域であるディスクロージャー・IR分野においては、近年、コーポレートガバナンス・コードを背景に、株主・投資家と企業の対話の充実が求められています。特に、株主総会においては、株主総会招集通知のカラー化や映像を活用した事業報告等による理解促進や、インターネットを活用した「バーチャル株主総会」開催による株主の参加機会の拡大が図られる等、株主と企業の直接対話の場として一層重要性が高まっています。

このような状況の中、当社は2022年5月に「新中期経営計画2024」を公表し、事業環境の変化に対応した“非印刷分野”のさらなる事業拡大と、非財務情報開示の充実に対応した“新たなビジネス領域”に挑戦することで、中長期的な成長を目指しております。

“非印刷分野”の1つである当社の「株主総会運営支援サービス」は、株主総会招集通知のコンテンツを活用した事業報告スライド制作を軸に、株主総会全体の計画立案、映像機器の設営、バーチャル株主総会運営支援までトータルサポートを実現しています。当社においては持続的な成長分野であり、その加速のためにはさらなる体制強化が必要となっております。

一方、シネ・ホールディングスは映像技術のプロフェッショナルとして、株主総会、企業イベント、学術集会、エンターテインメントイベント、展示会等、年間4,000件以上のイベントに携わっています。2021年3月期以降にコロナ禍によるマイナス影響を受けましたが、直近では回復基調にあります。特に安定性の高い株主総会分野においては、当社の長年のパートナーとして映像機器等の設営・オペレーションを中心に連携し、当社の「株主総会運営支援サービス」に欠かせない存在となっております。

今回の株式取得は、「株主総会運営支援サービス」の体制を強化することを目的とし、両社の協働により受注件数の拡大を見込んでおります。加えて、両社の顧客基盤を活用し、株主総会以外の企業イベントへの販路拡大等、「新中期経営計画2024」のコンセプトにも掲げる“新たなビジネス領域”への拡大を目指してまいります。

⑤ 被取得企業の支配獲得方法

現金を対価とする株式取得

(2) 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：千円)

支払対価の公正価値（現金）	5,200,032
取得資産及び引受負債の公正価値	
現金及び現金同等物	391,144
営業債権及びその他の債権	373,079
棚卸資産	1,490
有形固定資産	292,470
使用権資産	355,881
無形資産	23,281
その他の金融資産	66,472
繰延税金資産	177,471
借入金	△144,550
営業債務及びその他の債務	△132,050
リース負債	△274,111
未払法人所得税等	△73,537
その他の流動負債	△172,029
契約負債	△1,854
退職給付に係る負債	△299,489
引当金	△30,140
その他	△20,708
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	532,821
のれん	4,667,212

取得した資産及び引き受けた負債については、当連結会計年度末における取得対価の配分が完了していないため、現時点で入手可能な情報に基づいて暫定的に算定しております。

当該企業結合に係る取得関連費用は17,138千円であり、すべて連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力であります。

なお、のれんについて税務上損金算入を見込んでいる金額はありません。

(3) 取得に伴うキャッシュ・フロー

(単位：千円)

	金額
取得により支出した現金及び現金同等物	△5,200,032
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	391,144
子会社取得による支出	△4,808,888

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

第79期

〔 2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで 〕

計算書類

株式会社プロネクサス

代表取締役社長 上野 剛史

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

単位：千円

科目	当期	(ご参考) 前期
資産の部		
流動資産	10,160,087	14,805,714
現金及び預金	3,857,716	8,900,274
受取手形	15,210	9,129
売掛金	2,661,494	2,432,022
有価証券	2,799,968	2,699,968
仕掛品	274,274	321,890
原材料及び貯蔵品	10,012	11,251
前払費用	412,620	380,320
その他	131,032	52,355
貸倒引当金	△2,239	△1,496
固定資産	18,232,738	12,648,121
有形固定資産	2,834,850	3,065,590
建物	805,543	874,861
構築物	23,995	27,694
機械及び装置	512,387	616,223
車両運搬具	5,051	9,751
工具器具備品	108,506	157,694
土地	1,379,367	1,379,367
無形固定資産	2,642,035	2,449,137
ソフトウェア	2,374,981	2,324,824
ソフトウェア仮勘定	260,413	117,613
その他	6,641	6,701
投資その他の資産	12,755,853	7,133,394
投資有価証券	4,356,702	3,938,894
関係会社株式	7,230,031	2,045,684
敷金及び保証金	542,312	559,367
施設利用会員権	25,082	25,082
その他	630,363	583,812
貸倒引当金	△28,636	△19,444
資産合計	28,392,825	27,453,835

科目	当期	(ご参考) 前期
負債の部		
流動負債	4,059,718	4,016,958
買掛金	1,241,477	1,114,877
短期借入金	50,000	50,000
リース債務	23,369	30,583
未払金	770,318	848,624
未払消費税等	172,931	155,067
未払法人税等	341,934	208,393
未払費用	274,179	432,857
契約負債	556,359	533,423
賞与引当金	485,747	466,389
その他	143,403	176,746
固定負債	2,133,808	2,068,569
長期借入金	300,000	300,000
リース債務	43,271	66,640
役員長期未払金	176,000	176,000
繰延税金負債	202,767	132,870
退職給付引当金	1,411,771	1,393,060
負債合計	6,193,526	6,085,527
純資産の部		
株主資本	21,116,110	20,453,685
資本金	3,058,651	3,058,651
資本剰余金	4,683,596	4,683,596
資本準備金	4,683,596	4,683,596
利益剰余金	15,643,329	14,980,800
利益準備金	177,337	177,337
その他利益剰余金	15,465,992	14,803,463
固定資産圧縮積立金	1,324,606	1,353,210
別途積立金	12,600,000	12,600,000
繰越利益剰余金	1,541,386	850,253
自己株式	△2,269,465	△2,269,362
評価・換算差額等	1,083,189	914,623
その他有価証券評価差額金	1,083,189	914,623
純資産合計	22,199,300	21,368,308
負債純資産合計	28,392,825	27,453,835

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

単位：千円

科目	当期	(ご参考) 前期
売上高	25,154,506	24,449,518
売上原価	16,484,960	15,538,087
売上総利益	8,669,546	8,911,431
販売費及び一般管理費	6,917,679	7,018,714
営業利益	1,751,867	1,892,717
営業外収益	546,848	715,739
受取利息及び配当金	427,756	610,694
設備賃貸料	20,153	18,878
投資事業組合運用益	45,273	36,106
その他	53,666	50,061
営業外費用	9,197	13,827
支払利息	2,318	2,301
その他	6,880	11,526
経常利益	2,289,517	2,594,629
特別損失	76,426	42,593
関係会社株式評価損	37,586	42,593
減損損失	38,840	—
税引前当期純利益	2,213,091	2,552,036
法人税、住民税及び事業税	604,545	616,868
法人税等調整額	2,177	4,393
当期純利益	1,606,370	1,930,775

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

単位：千円

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	3,058,651	4,683,596	4,683,596	177,337	1,353,210	12,600,000	850,253	14,980,800
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩					△28,604		28,604	－
剰余金の配当							△943,841	△943,841
当期純利益							1,606,370	1,606,370
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△28,604	－	691,133	662,529
当期末残高	3,058,651	4,683,596	4,683,596	177,337	1,324,606	12,600,000	1,541,386	15,643,329

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△2,269,362	20,453,685	914,623	914,623	21,368,308
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
剰余金の配当		△943,841			△943,841
当期純利益		1,606,370			1,606,370
自己株式の取得	△103	△103			△103
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			168,566	168,566	168,566
事業年度中の変動額合計	△103	662,425	168,566	168,566	830,992
当期末残高	△2,269,465	21,116,110	1,083,189	1,083,189	22,199,300

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して作成しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
 - ② 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ③ その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- なお、投資事業有限責任組合およびこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

- ① 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ② 原材料、貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 ……………15年～38年
機械及び装置 ……………10年
- ② 無形固定資産
（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にもとづいております。
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額にもとづき計上しております。
(退職給付見込額の期間帰属方法)
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
(数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法)
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(5) 収益および費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 上場会社ディスクロージャー関連

上場会社向け法定開示支援サービス等の「上場会社ディスクロージャー関連」においては、株主総会招集通知、有価証券報告書、四半期報告書、有価証券届出書、目論見書、上場申請書類、決算短信等の作成支援・印刷および関連するシステムサービスの提供等が含まれております。

法定開示書類の作成支援については、対象の開示書類の作成期間にわたり顧客に対し作成支援業務を提供する義務を負っており、作成期間における当社グループの稼働状況に応じて履行義務が充足されるものであることから、当該履行義務が充足される作成支援期間にわたり収益を計上しております。

法定開示書類の印刷については、顧客に印刷された開示書類を引き渡す義務を負っており、顧客に当該開示書類を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務の充足時点で収益を計上しております。

システムサービスの提供については、申込書に定められた期間（通常1年）にわたり申込者に対し当該システムの利用環境を提供する義務を負っており、契約期間にわたり時の経過につれて履行義務が充足されるものであることから、当該履行義務が充足される契約期間にわたり収益を計上しております。

② 上場会社 I R 関連等

上場会社向け I R 支援サービス等の「上場会社 I R 関連等」においては、株主通信、各種 I R ツール、Web コンテンツ（ホームページ・I R サイト等）の作成支援・印刷等が含まれております。

I R 資料・ツールや Web コンテンツの作成については、顧客仕様に応じたコンテンツを納品する義務を負っており、顧客がコンテンツを検収した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務の充足時点で収益を計上しております。

I R 資料の印刷については、顧客に印刷された I R 資料を引き渡す義務を負っており、顧客に当該 I R 資料を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務の充足時点で収益を計上しております。

上場会社 I R 関連の企画制作・コンサルティングサービスの提供等については、顧客からの発注に基づくサービスを提供する義務を負っており、顧客にサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務の充足時点で収益を計上しております。

③ 金融商品ディスクロージャー関連

投資信託・不動産投資信託運用会社、外国会社向け開示支援サービス等の「金融商品ディスクロージャー関連」においては、有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、半期報告書、運用報告書、資産運用報告書等の法定開示書類、各種販売用ツール・Web サイト等の作成支援・印刷等が含まれております。

法定開示書類の作成支援については、対象の開示書類の作成期間にわたり顧客に対し作成支援業務を提供する義務を負っており、作成期間における当社グループの稼働状況に応じて履行義務が充足されるものであることから、当該履行義務が充足される作成期間にわたり収益を計上しております。

法定開示書類の印刷については、顧客に印刷された開示書類を引き渡す義務を負っており、顧客に当該開示書類を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務の充足時点で収益を計上しております。

各種販売用ツール・Web サイト等の作成支援については、顧客仕様に応じたコンテンツを納品する義務を負っており、顧客がコンテンツを検収した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務の充足時点で収益を計上しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の減損

当社は、関係会社株式について、期末における株式の実質価格が著しく低下し、回復の可能性が見込めない場合に、減損処理を行うこととしております。

回復の可能性については、関係会社株式の事業計画等に基づき判断しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

これらの結果、当社は関係会社株式7,230,031千円を計上し、関係会社株式評価損を37,586千円計上しました。

「関係会社株式の減損」以外の会計上の見積りについては、「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	3,326,328千円
(2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
① 短期金銭債権	103,973千円
② 短期金銭債務	608,262千円
③ 長期金銭債権	111,492千円
(3) 役員に対する金銭債務	176,000千円

役員に対する金銭債務は、2008年6月24日開催の第64回定時株主総会において承認可決された取締役の退職慰労金制度の廃止および2016年6月28日開催の第72回定時株主総会において承認可決された監査役の退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給に係る債務であります。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	
売上高	3,066千円
外注加工費他	4,756,120千円
② 営業取引以外の取引高	
受取利息	626千円
設備貸料他	4,279千円

(2) 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損は、当社が保有するPRONEXUS VIETNAM CO., LTDの株式を減損処理したことによるものであります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,207,421株	100株	一株	2,207,521株

(注) 普通株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金否認額	432,284千円
賞与引当金否認額	148,736千円
役員未払金否認額	53,891千円
投資有価証券評価損否認額	99,821千円
関係会社株式評価損否認額	137,514千円
施設利用会員権評価損否認額	20,260千円
その他	249,484千円
繰延税金資産小計	1,141,990千円
評価性引当額	△418,939千円
繰延税金資産合計	723,050千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△341,218千円
固定資産圧縮積立金	△584,599千円
繰延税金負債合計	△925,817千円
繰延税金負債の純額	△202,767千円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	495,071千円
1年超	1,856,516千円
合計	2,351,587千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)アスパ コミュニケーションズ	富山県 富山市	30,000	情報処理 サービス	直接100%	役員7名	データ加工および 情報セキュリティ 管理ならびにソフト ウェアの企画・ 制作	データ加工他 (注) 1	2,541,386	買掛金	228,164
								サーバネット ワーク機器等の 委託運営管理他 (注) 2	419,966	未払金	37,780
								システム開発委託 (注) 2	771,927	未払金	68,613

(注) 1. 一般取引先の価格を参考に、取引価格を決定しております。
2. 子会社から見積りを受領し、価格交渉の上決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	870円25銭
(2) 1株当たり当期純利益	62円97銭

12. 後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社プロネクサス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三井 勇治
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 前川 邦夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プロネクサスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社プロネクサス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社プロネクサス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三井 勇治
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 前川 邦夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プロネクサスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

株式会社プロネクサス 監査役会

常勤監査役 佐瀬あかね ㊟

監査役 須藤修 ㊟

監査役 忍田卓也 ㊟

監査役 津田良洋 ㊟

監査役 須藤修、忍田卓也及び津田良洋は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上